

令和7年3月14日 制定

広島県採用手法向上ハンズオン支援補助金 コンサルタント用マニュアル

＜お問い合わせ先・各種書類の提出先＞

広島県 商工労働局 雇用労働政策課

雇用促進グループ

住所：〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

電話： 082-513-3422

e-mail: syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

各種提出書類の電子データについては、広島県ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

広島県ホームページURL

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/hiroshima-hands-on.html>

令和7年3月

広島県 商工労働局 雇用労働政策課

1 補助金の目的

広島県は、県内事業者の採用力の向上を図り、新卒大学生の県内就職を促進するため、県内中小企業者等がコンサルタント事業者の支援を受けて自社の採用手法を構築・向上する事業に要する経費の一部を補助します。

2 補助金の概要

中小企業者等から申込を受けて補助事業者（＝コンサルタント）が実施するコンサルタント・伴走支援事業（以下「補助対象事業」という。）に係る経費について、次の補助率により補助金を交付します。

補助率及び補助上限額 ※一つの中小企業者等ごとに計算

- （１）補助率 2分の1
- （２）補助上限額 40万円

コンサルタント・伴走支援事業の要件

（１）インターンシップ充実プログラム

次のいずれかの内容を含むものとする。

- ・採用リクルーター（採用プロモーションによる母集団形成や企業情報発信の役割を果たす若手社員等）の育成、制度導入
- ・インターンシッププログラムの作成、実施
- ・インターンシップ後、応募に繋げる企画作成、実施

（２）内定辞退抑制プログラム

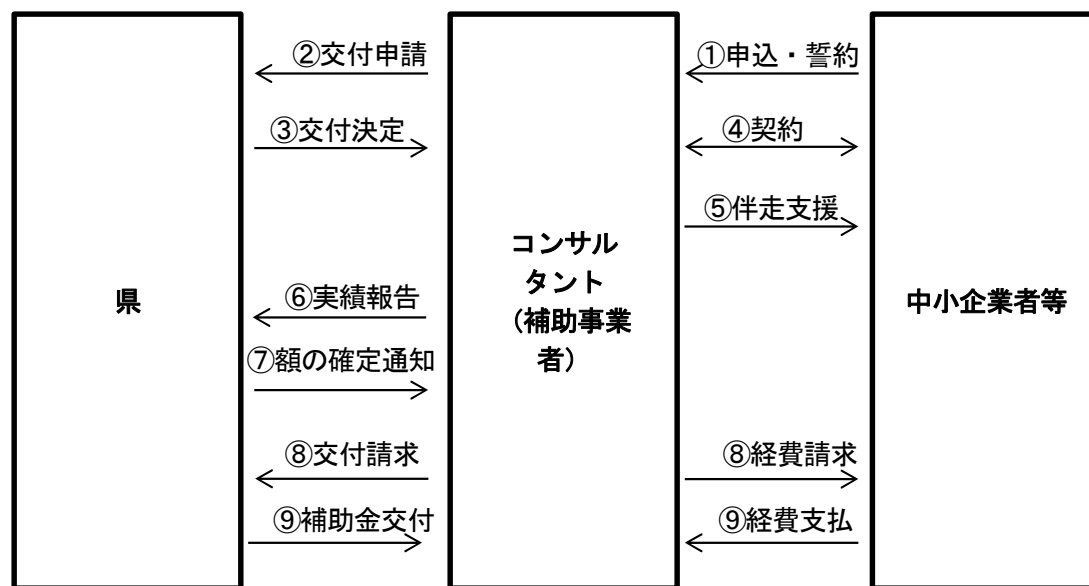
次のいずれかの内容を含むものとする。

- ・相互理解が深まる採用選考面接作成、面接官育成
- ・内定者つなぎ止め企画作成、実施
- ・採用リクルーター（相談に応じることで精神的なサポートや内定辞退防止の役割を果たす若手社員等）の育成、制度導入

（３）総合支援プログラム

（１）インターンシップ充実プログラム及び（２）内定辞退抑制プログラムを含み、総合的な採用手法の構築及び採用活動のブラッシュアップを図るものとする。

3 事業実施（補助金交付）の流れ



3-① 中小企業者等からの申込受付・誓約書の受領

取引先企業など、就活生の採用計画を有する中小企業者等に対する本件補助金の周知にご協力ください。中小企業者等から申込を受け、誓約書（別記様式1）を受領し、記載に漏れがないか確認してください。

《対象となる中小企業者等》 次に掲げる要件を全て満たす**中小企業者等※**である必要があります。**判断に迷う場合は御相談ください。**

- (1) **広島県内に本社、本店又は主たる事務所**を有すること。
- (2) 正規職員の新卒（申請年度の前3年の間に大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業・修了予定の者及び既卒3年以内の者）の採用実績を有すること。
- (3) 正規職員の新卒（申請年度の後3年の間に大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業・修了予定の者及び既卒3年以内の者）の採用計画を有すること。
- (4) 県が運営する求人サイト「ひろしまワークス」及び就活スターティングサイト「Go!ひろしま」を利用している又は利用する見込みであること。
- (5) 事業実施後概ね3年間程度、県が行う採用活動に関するアンケート、事例収集のためのヒアリング調査等に協力すること。
- (6) 第1号から第5号までの要件その他必要な事項について、補助事業者を経由して、知事に誓約書（別記様式1）を提出すること。

※中小企業者等の定義

本事業において「中小企業者等」とは、**大企業（資本金10億円超かつ従業員1,000人以上）を除く**県内中小企業等とし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定める「会社」、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2号に定める特例有限会社並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第22条又は第163条の規定により成立した法人等をいう。

なお、企業のほか、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2の「公益法人等」（法人税法その他法人税に関する法令の規定野適用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動補陣を含む。）に該当するもの、又は別表第3の「協同組合等」に該当するもの、労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に規定する労働者協同組合（ただし、法人税法別表2の「公益法人等」に該当するもの及び同法別表3の「協同組合等」に該当するものを除く。）も含む。ただし、次の（1）～（5）のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）
- (2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
- (3) 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）
- (4) 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等

※欠格事由

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する営業を営む者
- (2) 消費者向け貸金業又はこれに類する営業を営む者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (5) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (7) 補助事業者
- (8) 県税の未納がある者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、当該事業の主旨から適切でないと知事が認める者

3-② 県への補助金交付申請

次の書類を県に提出してください。

なお、手続を円滑に行うため、各書類をメールに添付し、提出してください。

誓約書の正本は後ほど郵送してください。

※判断に迷う場合は事前にご相談ください。

<提出物>

○交付申請書（別記様式2）

※コンサルタント事業者の押印は省略できます。

○誓約書（別記様式1） ※メールには写しデータを添付、正本は後で郵送を。

※企業（第三者）からの申込を確認するため、企業の押印が必要です。

押印は丸印（代表者印）を使用してください。

○見積書の写し等

※補助対象事業に該当する支援内容であるかどうか、補助対象経費総額がいくらであるかを確認するため、企業に提出した見積書や支援メニューの詳細及び金額を記載した書類等の写しを添付してください。

《補助対象事業及び補助対象経費総額》

次の内容の

- ・4～6 のいずれかを含む場合は「インターンシップ充実プログラム」、
- ・7～9 を含む場合は「内定辞退抑制プログラム」、
- ・4～6 のいずれか1つ以上と、7～9 のいずれか1つ以上を含む場合は「総合支援プログラム」として補助対象事業となります。

※次の内容の1～3、10～11 は、補助対象経費総額に含むことができます。ただし、これだけでは補助対象になりません。

※1～11 以外の内容は補助対象経費総額に含めません。補助対象事業とは別の契約として対応してください。

※1 及び 11 について、別途「広島県人的資本経営促進補助金」を申請（企業が直接県に申請する手続き）する予定がある場合は、別の契約として対応してください。（同一の契約で県の補助金を2種類取ることはできません。）

（メニュー）

1. 採用ターゲットの設定・ペルソナの明確化
2. 採用ターゲットに適した広報素材作成、説明会コンテンツ作成
3. インターンシップ・採用広報（媒体、自社採用ページ、SNS）
4. 採用リクルーター（採用プロモーションによる母集団形成や発信）の育成、制度導入
5. インターンシッププログラムの作成、実施
6. インターンシップ後、応募に繋げる企画作成、実施
7. 相互理解が深まる採用選考面接作成、面接官育成
8. 内定者つなぎ止め企画作成、実施
9. 採用リクルーター（相談に応じることで精神的なサポートや内定辞退の防止）の育成、制度導入
10. 人事・採用担当者育成、専任組織作り
11. 採用基準・人事評価基準作成

＜交付申請書に添付する見積書等について＞

■交付申請書に添付する見積書等については任意様式としていますが、補助対象経費総額が記載されたものを添付してください。

■対象事業を含んでいることが分かるように記載してください。

見積書とは別に、支援内容の詳細メニューを添付することも可能です。

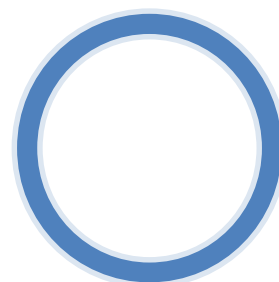
正しい記載例

(インターンシップ充実プログラム)

3. インターンシップ広報	500,000 円
5. インターンシッププログラムの作成、実施	200,000 円
6. インターンシップ後、応募に繋げる企画作成、実施	100,000 円
小計	800,000 円
消費税 (小計×10/100)	80,000 円
合計 (小計+消費税)	880,000 円

(備考)

広島県補助金 400,000 円が適用された場合は、480,000 円の支払いとなります。



誤った記載例 補助対象経費総額が記載されていない

(インターンシップ充実プログラム)

3. インターンシップ広報	500,000 円
5. インターンシッププログラムの作成、実施	200,000 円
6. インターンシップ後、応募に繋げる企画作成、実施	100,000 円
広島県補助金	-400,000 円
小計	400,000 円
消費税 (小計×10/100)	40,000 円
合計 (小計+消費税)	440,000 円



誤った記載例 補助対象事業を含んでいることが確認できない

(インターンシップ充実プログラム)

ウェブ広告費	500,000 円
講師派遣料	200,000 円
資料代	100,000 円
小計	800,000 円
消費税 (小計×10/100)	80,000 円
合計 (小計+消費税)	880,000 円



誤った記載例 人的資本経営促進補助金を企業負担に充てている

(内定辞退抑制プログラム)

7. 面接官育成 (社内研修)	200,000 円
9. 社内メンター制度の導入	200,000 円
11. 人事評価制度の導入	400,000 円
小計	800,000 円
消費税 (小計×10/100)	80,000 円
合計 (小計+消費税)	880,000 円

(備考)

広島県補助金「採用手法向上ハンズオン支援」400,000 円及び「広島県人的資本経営促進補助金」400,000 円が適用された場合は、実質消費税分 80,000 円の負担となります。



＜政治資金規正法による寄附の制限について＞

政治資金規正法第 22 条の 3 第 4 項の規定により、広島県から補助金等（一部例外を除く）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、交付決定の通知を受けた日から一年間、広島県議会の議員若しくは長に係る公職の候補者（候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体（政党等）に対して政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

広島県採用手法向上ハンズオン支援補助金は、上記の一部例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等）には該当せず、寄附制限が適用されるものと判断していますので、ご注意ください。

参 考 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）（抄）

（寄附の質的制限）

第 22 条の 3 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成 6 年法律第 5 号）第 3 条第 1 項の規定による政党交付金（同法第 27 条第 1 項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第 4 項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第 4 項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2・3 （略）

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、次の各号に掲げる会社その他の法人が、当該各号の地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対してする政治活動に関する寄附について準用する。

- 一 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人
- 二 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人

5・6 （略）

3－③ 県からの補助金交付決定通知

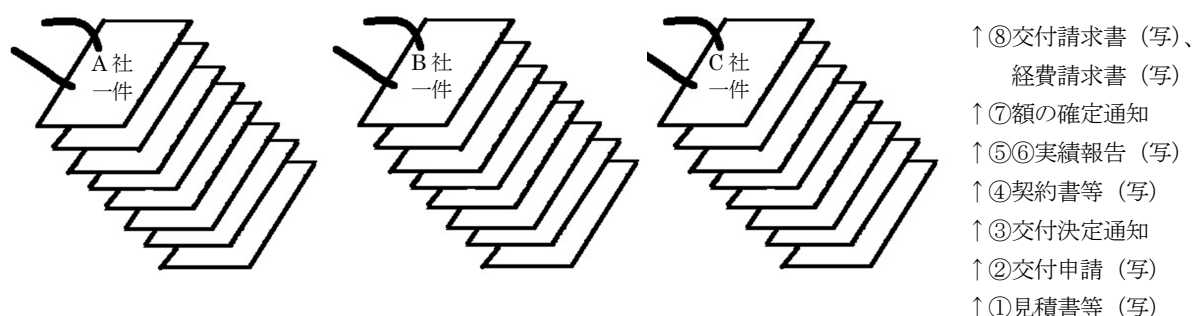
県が交付申請書を受領した日から起算し、概ね5営業日で審査を行い、交付決定通知（連絡）をします。交付申請書に誤り、記載漏れなどがある場合はこの限りではありません。

受領した交付決定通知書は、これ以降県から届く通知（連絡）と、対象中小事業者等との契約書などの関連文書とを、管理番号（対象中小事業者等）ごとに一連の綴りにして、10年間保管してください。

<ファイリングのイメージ図>

※対象中小企業者ごとに編綴（1つのファイルにする場合は間紙などで区切る）

※時系列に編綴



なお、補助金の交付決定には、次の条件が附されます。

<補助金交付の条件>

- （１）この補助対象事業に関する書類、帳簿等を、交付決定のあった年度から10年間保管すること
- （２）補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、中止（廃止）申請書（別記様式5）を知事に提出すること
- （３）交付決定年度の3月1日までに補助対象事業を完了すること
- （４）補助対象事業が交付決定年度の3月1日までに完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること
- （５）広島県補助金等交付規則、広島県採用手法向上ハンズオン支援補助金交付要綱その他法令等を遵守すること

3－④ 中小企業者等との契約

補助金交付決定の後で、中小企業者等と補助対象事業に係る契約を締結し、支援事業に着手してください。（慣習として口頭契約であるなどの場合も、できるだけ契約書又は申込書、協議記録などで着手日が分かるようにして、記録を残してください。）

3-⑤ 中小企業者等への伴走支援

支援の実施にあたって、県のサイトや制度の積極的な活用についても、中小企業者等へアドバイスをお願いします。

■「Go!ひろしま」サイト

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-uij/kigyomuke.html>

企業情報の登録は要件なので必須。仕事体験・インターンシップ等情報が掲載できる。

フォーム入力・エクセル表の提出なので作成の代行は可。

(県への提出は企業各社からお願いします。)

■「ひろしまワークス」サイト

https://www.hiroshimaworks.jp/info/for_company/

企業情報の登録は要件なので必須。求人情報が掲載できる。

ID・パスワードは各社管理なので代行入力不可。

働き方紹介などの作成アドバイスはしていただければと思います。

■ひろしま就活サポーター

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/koubo-syukatsusupporter.html>

20歳代の社員を所属企業が推薦応募し、県が任命することで、県主催イベント参加や広報SNS等の活動をお願いする仕組み。

採用リクルーター育成に取り組む企業はぜひ推薦応募するようアドバイスしていただければと思います。

■令和7年度 Go!ひろしま奨学金返済支援制度導入企業応援補助金

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/shogakukin-hensai-shien-hojokin.html>

県内に本社・本店を置く中小企業等が、その従業員を対象とした奨学金返済支援制度を有し、県内に勤務する従業員を採用した場合に、その制度に基づいて支払った手当等に対して、県がその額の一部を最長3か年度にわたり補助する。

3－⑥ 県への実績報告

3－⑦ 県からの補助金交付額の確定通知

3－⑧ 県への補助金の交付請求

事業完了から10日を経過する日又は3月11日（事業完了日3月1日から10日を経過）のいずれか早い日までに、次の書類等を県に提出・提供してください。

⑥＜提出・提供物＞

- 実績報告書（別記様式7）
- 契約書の写し等
- 事業実績の裏付けとなる支援内容及び成果等

⑧＜提出物＞

- 交付請求書（別記様式9）

3－⑨ 県からの補助金の交付

県が交付請求書を受領した日から、支払手続きを行い、3月末までに補助金が指定口座に振り込まれます。交付請求書に誤り、記載漏れなどがある場合はこの限りではありません。

4 事業の中止（廃止）、計画変更

補助対象事業を中止（廃止）する場合は次の書類を県に提出してください。

＜提出物＞

- 中止（廃止）申請書（別記様式5）

5 事業計画の変更

補助金交付の決定を受けた補助対象事業の計画を変更する場合は次の書類を県に提出してください。

なお、計画の変更が不相当と認められる場合又は計画の変更が交付決定額の増額を予定している場合は、認められませんのでご注意ください。

＜提出物＞

○計画変更申請書（別記様式6）

○見積書等の写し

6 交付決定の取消し及び補助金の返還について

広島県補助金等交付規則第17条第1項に定めるところによるほか、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">（1） 補助事業者に申込みを行った中小企業者等が広島県採用手法向上ハンズオン支援補助金交付要綱第5条各号のいずれかに該当するとき（2） 補助事業者が本要綱の規定又は補助金の交付の条件に違反したとき（3） 補助事業者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき（4） その他知事が補助金の交付を適当ではないと認めたとき |
|--|

7 その他

- 補助対象事業の実施過程等で疑義が生じた場合は、速やかに県へ報告し、指示を受けてください。
- 補助対象事業の実施状況について必要な報告を求めたり、事業所に立入り検査を行うことがあります

＜お問い合わせ先・各種書類の提出先＞

広島県 商工労働局 雇用労働政策課

雇用促進グループ

住所：〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

電話： 082-513-3422

e-mail: syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

各種提出書類の電子データについては、広島県ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

広島県ホームページURL

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/hiroshima-hands-on.html>